

地域密着型サービス指定候補事業者の公募要領等に対する質問回答について

松島町健康長寿課高齢者支援班 平成28年7月22日

質問	回答
<p>1. 地域密着型通所介護の施行に伴う「指定密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」等の一部改正において、「新設の時点から6月未満の間は、3以上の数で、指定の際に事業者からあらかじめ届けられた利用者見込数を前提に算定することとして差し支えないない。」とありますが、当該基準でよろしいでしょうか？</p>	<p>1. お見込のとおりです。</p>
<p>また、厚生労働省令で定める(人員、設備、運営の基準)では、「看護師又は准看護師は、常勤を要件としておらず、毎日配置していなければならないということではないものである。」とありますが、募集要項6ページ20行目(ウ)「従事者のうち1以上が常勤、1以上が看護師又は准看護師とあり、看護師も常勤で必要でしょうか？</p>	<p>常勤を要件とはしておりません。</p>
<p>併せて「介護報酬」、「人員・設備・運営基準」について、松島町として独自の基準がありましたら、回答をお願いいたします。</p>	<p>松島町としての独自基準については、下記の通りです。                      ①書類の保存期間を2年から5年へ延長                      ②暴力団排除に係る基準を追加                      ③非常災害の種別に応じた個別計画の策定の義務づけ及び計画の掲示                      ④食料等の備蓄、自家発電装置等の確保(努力規定)                      他の社会福祉施設等との連携や協力体制の確保(努力規定)</p>
<p>2. 有料老人ホームとの併設は可能でしょうか？</p>	<p>2. 制限は設けておりません。</p>
<p>3. 鉄骨造で建築する場合、施行日程の関係上、事業の開始が平成29年7月より延びても可能でしょうか？</p>	<p>3. 当初示しております、7月開所として可能な限りお願いいたします。                      ただし、震災その他やむを得ない理由がある場合にはその限りではありません。</p>
<p>1. 【様式第5号】 事業運営実績ですが、小規模多機能型居宅介護を運営している場合、項目は「その他」で記入すればよろしいでしょうか。</p>	<p>1. お見込みのとおりです。</p>
<p>2. 【様式第10号別紙】定員・従業員計画の中で「介護保険の利用者負担割合を除く利用者負担」がありますが、費用額が円/月となっていますがそのまま日額を30日間分の金額を記載する認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>2. お見込のとおりです。</p>